

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由																																								
	第1章 総則	第1章 総則																																									
	第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等	第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等																																									
3	<p>第1 滋賀県の地域特性等</p> <p>■ 計画の対象となる原子力事業所</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所名</td><td>高速増殖原型炉 もんじゅ</td></tr> <tr> <td>事業者名</td><td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>敦賀市白木2-1</td></tr> <tr> <td>設置番号</td><td>一</td></tr> <tr> <td>炉型</td><td>高速増殖炉 (FBR)</td></tr> <tr> <td>熱出力</td><td>71.4万kW</td></tr> <tr> <td>電気出力</td><td>28.0万kW</td></tr> <tr> <td>燃料材料</td><td>プルトニウム・ウラン混合酸化物 劣化ウラン</td></tr> <tr> <td>燃料装荷重量</td><td><u>23.4トン</u></td></tr> <tr> <td>本格運転開始年月日</td><td>平成30年3月28日に 廃止措置計画認可</td></tr> </table>	事業所名	高速増殖原型炉 もんじゅ	事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	所在地	敦賀市白木2-1	設置番号	一	炉型	高速増殖炉 (FBR)	熱出力	71.4万kW	電気出力	28.0万kW	燃料材料	プルトニウム・ウラン混合酸化物 劣化ウラン	燃料装荷重量	<u>23.4トン</u>	本格運転開始年月日	平成30年3月28日に 廃止措置計画認可	<p>第1 滋賀県の地域特性等</p> <p>■ 計画の対象となる原子力事業所</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所名</td><td>高速増殖原型炉 もんじゅ</td></tr> <tr> <td>事業者名</td><td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>敦賀市白木2-1</td></tr> <tr> <td>設置番号</td><td>一</td></tr> <tr> <td>炉型</td><td>高速増殖炉 (FBR)</td></tr> <tr> <td>熱出力</td><td>71.4万kW</td></tr> <tr> <td>電気出力</td><td>28.0万kW</td></tr> <tr> <td>燃料材料</td><td>プルトニウム・ウラン混合酸化物 劣化ウラン</td></tr> <tr> <td>燃料装荷重量</td><td><u>一</u></td></tr> <tr> <td>本格運転開始年月日</td><td>平成30年3月28日に 廃止措置計画認可</td></tr> </table>	事業所名	高速増殖原型炉 もんじゅ	事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	所在地	敦賀市白木2-1	設置番号	一	炉型	高速増殖炉 (FBR)	熱出力	71.4万kW	電気出力	28.0万kW	燃料材料	プルトニウム・ウラン混合酸化物 劣化ウラン	燃料装荷重量	<u>一</u>	本格運転開始年月日	平成30年3月28日に 廃止措置計画認可	もんじゅの炉心からの燃料体取出し終了に伴う変更
事業所名	高速増殖原型炉 もんじゅ																																										
事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構																																										
所在地	敦賀市白木2-1																																										
設置番号	一																																										
炉型	高速増殖炉 (FBR)																																										
熱出力	71.4万kW																																										
電気出力	28.0万kW																																										
燃料材料	プルトニウム・ウラン混合酸化物 劣化ウラン																																										
燃料装荷重量	<u>23.4トン</u>																																										
本格運転開始年月日	平成30年3月28日に 廃止措置計画認可																																										
事業所名	高速増殖原型炉 もんじゅ																																										
事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構																																										
所在地	敦賀市白木2-1																																										
設置番号	一																																										
炉型	高速増殖炉 (FBR)																																										
熱出力	71.4万kW																																										
電気出力	28.0万kW																																										
燃料材料	プルトニウム・ウラン混合酸化物 劣化ウラン																																										
燃料装荷重量	<u>一</u>																																										
本格運転開始年月日	平成30年3月28日に 廃止措置計画認可																																										

頁	修正前		修正後		修正理由
	第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱		第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱		
13	8 指定地方行政機関	<p>9 近畿総合通信局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電波および有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画およびその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (5) 原子力災害時における重要通信の確保 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し (6) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進 	<p>8 指定地方行政機関</p> <p>9 近畿総合通信局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電波および有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画およびその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (5) 原子力災害時における重要通信の確保 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進 	誤記の修正	
13	8 指定地方行政機関	<p>11 近畿地方整備局(滋賀国道事務所)(琵琶湖河川事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般国道(指定区間)の管理 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3) 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 	<p>8 指定地方行政機関</p> <p>11 近畿地方整備局(滋賀国道事務所)(琵琶湖河川事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般国道(指定区間)の管理 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3) 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 	誤記の修正	
14	10 指定公共機関	<p>東海旅客鉄道株式会社(東海鉄道事業本部・関西支社)西日本旅客鉄道株式会社(京都支社)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送 	<p>10 指定公共機関</p> <p>東海旅客鉄道株式会社(東海鉄道事業本部・関西支社)西日本旅客鉄道株式会社(京滋支社)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送 	組織名の改正	

頁	修正前	修正後	修正理由
16	第 10 節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策 (4) <u>防災業務関係者</u> に対する研修	第 10 節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策 (4) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> に対する研修	原子力災害対策指針の改定に伴う修正
	第2章 災害事前対策	第2章 災害事前対策	
	第7節 避難収容活動体制の整備	第7節 避難収容活動体制の整備	
30	第9 避難所等・避難方法等の周知 ・・・ 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市、 <u>防災業務関係者</u> および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市および原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。	第9 避難所等・避難方法等の周知 ・・・ 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市、 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市および原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。	原子力災害対策指針の改定に伴う修正
	第12節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	第12節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	
35	第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 2 緊急時における配布体制の整備 県は、関係周辺市と連携し、緊急時に住民等が <u>避難や屋内退避</u> 等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する <u>薬剤師等</u> の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。	第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 2 緊急時における配布体制の整備 県は、関係周辺市と連携し、緊急時に住民等が <u>避難等</u> を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する <u>要員</u> の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。	原子力災害対策指針にあわせた、記載の適正化 ※UPZにおいては、安定ヨウ素剤の予防服用は避難・一時移転とあわせ実施する

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>3 説明書等の準備</p> <p>県は、関係周辺市と連携し、<u>避難や屋内退避等</u>を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。</p>	<p>3 説明書等の準備</p> <p>県は、関係周辺市と連携し、<u>避難等</u>を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。</p>	<p>こととなつて いるため。 また、安定ヨウ素剤の散剤を使用する場合には、薬剤師等が散剤から液状の安定ヨウ素剤を調製できる体制を整備する必要があるが、散剤の備蓄をとりやめていため、薬剤師等を要員等に修正する。</p>
35	<p>第5 <u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>1 資機材の整備</p> <p>県は、国および関係周辺市と協力し、応急対策を行う<u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。</p> <p>2 情報交換</p> <p>県は、応急対策を行う<u>防災業務関係者</u>の安全確保のため、平常時から、国、関係周辺市および原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。</p>	<p>第5 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>1 資機材の整備</p> <p>県は、国および関係周辺市と協力し、応急対策を行う<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。</p> <p>2 情報交換</p> <p>県は、応急対策を行う<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、平常時から、国、関係周辺市および原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。</p>	<p>原子力災害対策指針の改定に伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
38	<p>第 15 節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>1 県は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。</p> <p>また、必要に応じ、国および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力災害合同対策協議会要員、災害対策本部員、緊急時モニタリング要員、原子力災害医療活動要員など防災業務関係者に対する研修を実施する。</p>	<p>第 15 節 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成</p> <p>1 県は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等が緊急事態応急対策に従事する者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。</p> <p>また、必要に応じ、国および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力災害合同対策協議会要員、災害対策本部員、緊急時モニタリング要員、原子力災害医療活動要員など緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を実施する。</p>	原子力災害対策指針の改定に伴う修正
	第 3 章 緊急事態応急対策	第 3 章 緊急事態応急対策	
	第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	
41	<p>第 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>2 警戒事態が発生した場合</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 施設敷地緊急事態要避難者</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</p> <p>○ 要配慮者（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮</p>	<p>第 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>2 警戒事態が発生した場合</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 施設敷地緊急事態要避難者</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 要配慮者（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮</p>	誤記の修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>者をいう。以下同じ。) (<u>口</u>または<u>ハ</u>に該当する者を除く。) のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要のある者 <input checked="" type="radio"/> 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者 	<p>者をいう。) (<u>イ</u>または<u>ウ</u>に該当する者を除く。) のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要のある者 <input checked="" type="radio"/> 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者 	
	第3節 活動体制の確立	第3節 活動体制の確立	
51	<p>第9 自衛隊原子力災害派遣要請計画</p> <p>6 派遣部隊の受入れ</p>	<p>第9 自衛隊原子力災害派遣要請計画</p> <p>6 派遣部隊の受入れ</p> <p><u>(4) 県は、自衛隊との調整に基づき、県が要請する救援活動に必要な輸送車両等資機材および放射線防護資機材等を自衛隊に提供または貸与するよう努めるものとする。</u></p>	訓練の反省を踏まえ、取り扱いを具体化したもの
52	<p>第11 原子力事業者との連携</p> <p>県は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策に係る応援を求めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第11 原子力事業者との連携</p> <p><u>1 応援</u></p> <p>県は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策に係る応援を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>2 避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染付着物等の処理</u></p> <p><u>避難時の避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染水・汚染付着物等については、原子力事業者が処理を行うものとする。</u></p>	「美浜地域の緊急事態時対応」の記載にあわせた修正

頁	修正前	修正後	修正理由
52	<p>第 12 <u>防災業務関係者</u>の安全確保</p> <p>県、県警察、関係周辺市、消防機関およびその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に<u>係る防災業務関係者</u>の安全確保を図る。</p> <p>1 防護対策</p> <p>県は、県警察をはじめ、必要に応じその管轄する<u>防災業務関係者</u>に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、関係周辺市、消防機関その他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。</p> <p>2 <u>防災業務関係者</u>の被ばく管理</p> <p>(1) <u>防災業務関係者</u>の被ばく管理については、次の指標を基準とする。</p> <p>ア <u>防災業務関係者</u>の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。</p> <p>イ <u>救命救助等の場合は</u>、実効線量で 100mSv を上限とする。</p> <p>なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、<u>応急対策を行う県の防災業務関係者</u>の安全確保のため、資機材を確保するものとする。</p> <p>(4) 県は、<u>応急対策を行う職員等</u>の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、関係周辺市および原子力事業者と</p>	<p>第 12 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保</p> <p>県、県警察、関係周辺市、消防機関およびその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に<u>従事する者</u>の安全確保を図る。</p> <p>1 防護対策</p> <p>県は、県警察をはじめ、必要に応じその管轄する<u>被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者</u>に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、関係周辺市、消防機関その他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。</p> <p>2 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の被ばく管理</p> <p>(1) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の被ばく管理については、次の指標を基準とする。</p> <p>ア <u>被ばくの可能性のある緊急事態応急対策に従事する者</u>の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。</p> <p>イ <u>人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り</u>、実効線量で 100mSv を上限とする。</p> <p>なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、<u>県の緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、資機材を確保するものとする。</p> <p>(4) 県は、<u>緊急事態応急対策に従事する者等</u>の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、関係周辺市および原子</p>	原子力災害対策指針の改定に伴う修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	相互に緊密な情報交換を行う。	力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。	
	第9節 原子力災害医療計画	第9節 原子力災害医療計画	
65	<p>第2 原子力災害医療体制</p> <p>2 原子力災害医療体制を構成する機関</p> <p>(1) 県災害対策本部</p> <p><u>県は、</u>災害対策本部に保健医療調整本部を設置し、原子力災害医療措置が円滑に行われるよう指揮するものとする。</p>	<p>第2 原子力災害医療体制</p> <p>2 原子力災害医療体制を構成する機関</p> <p>(1) 県災害対策本部</p> <p><u>構成機関：県</u></p> <p><u>役割：</u>災害対策本部に保健医療調整本部を設置し、原子力災害医療措置が円滑に行われるよう指揮するものとする。</p>	記載方法の統一化
65	(2) 原子力災害医療調整官 <u>(原子力災害発生時における専門的な知識および技能を有する災害医療コーディネーター)</u>	(2) 原子力災害医療調整官 <u>構成機関：原子力災害発生時における専門的な知識および技能を有する災害医療コーディネーター</u>	記載方法の統一化
66	<u>(5) 原子力災害医療協力機関</u>	<u>(6) 原子力災害医療協力機関</u> <u>構成機関：登録医療機関等</u>	記載方法の統一化
66	<u>(6) 原子力災害拠点病院</u>	<u>(5) 原子力災害拠点病院</u> <u>構成機関：長浜赤十字病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院</u>	記載方法の統一化
66	<u>(7) 高度被ばく医療支援センター (国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所)</u>	<u>(7) 高度被ばく医療支援センター</u> <u>構成機関：国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</u>	記載方法の統一化 原子力災害対策指針の改定に伴う修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>役 割：原子力災害拠点病院では対応できない<u>長期的かつ専門的な治療を要する内部被ばく患者の診療および長期経過観察を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対し、被ばく医療の観点から専門的助言を行う。</u></p>	<p>役 割：原子力災害拠点病院では対応できない<u>高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。</u></p>	
66	<p>(8) 原子力災害医療・総合支援センター（<u>国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学</u>）</p> <p>役 割：原子力災害拠点病院では対応できない高線量被ばく傷病者の診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対し、専門的助言を行う。</p> <p>原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うとともに、自ら原子力災害医療派遣チームを保有する。</p>	<p>(8) 原子力災害医療・総合支援センター <u>構成機関：国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学</u></p> <p>役 割：原子力災害医療派遣チームの派遣調整や<u>その活動支援</u>を行うとともに、自ら原子力災害医療派遣チームを<u>編成</u>する。</p>	<p>記載方法の統一化</p> <p>原子力災害対策指針の改定に伴う修正</p>
67	<p>(9) 搬送機関（<u>構成機関：消防機関、自衛隊等</u>）</p> <p>役 割：<u>患者の</u>原子力災害拠点病院等および高度被ばく医療支援センターへの搬送を行う（汚染のない傷病者の原子力災害拠点病院等以外の医療機関への搬送を含む。）。</p>	<p>(9) 搬送機関 <u>構成機関：消防機関、自衛隊等</u></p> <p>役 割：<u>避難所、</u>原子力災害拠点病院等および高度被ばく医療支援センター間の患者の搬送を行う（汚染のない傷病者の原子力災害拠点病院等以外の医療機関への搬送を含む。）。</p>	<p>記載方法の統一化</p> <p>記載の適正化</p>
67	<p>原子力災害医療活動全体フロー (図中)</p> <p><u>避難集合場所</u></p>	<p>原子力災害医療活動全体フロー (図中)</p> <p><u>一時集合場所</u></p>	記載の適正化

頁	修正前	修正後	修正理由																																				
85	<p>(別添1)</p> <p>表2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (美浜発電所3号炉、高速増殖原型炉もんじゅ)</p> <p>(高島市地域)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町南古賀</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町田中</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>高島市</td> <td>武曾横山</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>高島市</td> <td>新旭町安井川</td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> </tr> </tbody> </table>	:	:	:	70	高島市	安曇川町南古賀	71	高島市	安曇川町田中	72	高島市	武曾横山	73	高島市	新旭町安井川	:	:	:	<p>(別添1)</p> <p>表2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (美浜発電所3号炉、高速増殖原型炉もんじゅ)</p> <p>(高島市地域)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町南古賀<u>の一部（対象区なし）</u> <u>(注)</u></td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町田中<u>の一部（泰山寺区自治会のみ）</u></td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>高島市</td> <td>武曾横山<u>の一部（対象区なし）</u>（注）</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>高島市</td> <td>新旭町安井川<u>の一部（川原市区自治会を除く）</u></td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：大字内の一部地域はUPZとなっているが、その区域内に住民は居住していない。</p>	:	:	:	70	高島市	安曇川町南古賀 <u>の一部（対象区なし）</u> <u>(注)</u>	71	高島市	安曇川町田中 <u>の一部（泰山寺区自治会のみ）</u>	72	高島市	武曾横山 <u>の一部（対象区なし）</u> （注）	73	高島市	新旭町安井川 <u>の一部（川原市区自治会を除く）</u>	:	:	:	対象となっている地域には住家がないこと等、地域防災計画対象区を明確にするため、修正
:	:	:																																					
70	高島市	安曇川町南古賀																																					
71	高島市	安曇川町田中																																					
72	高島市	武曾横山																																					
73	高島市	新旭町安井川																																					
:	:	:																																					
:	:	:																																					
70	高島市	安曇川町南古賀 <u>の一部（対象区なし）</u> <u>(注)</u>																																					
71	高島市	安曇川町田中 <u>の一部（泰山寺区自治会のみ）</u>																																					
72	高島市	武曾横山 <u>の一部（対象区なし）</u> （注）																																					
73	高島市	新旭町安井川 <u>の一部（川原市区自治会を除く）</u>																																					
:	:	:																																					

頁	修正前	修正後	修正理由												
87	<p>(高浜発電所)</p> <p>(高島市地域)</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>高島市</td><td>朽木小入谷</td></tr> <tr> <td>2</td><td>高島市</td><td>朽木生杉</td></tr> </table>	1	高島市	朽木小入谷	2	高島市	朽木生杉	<p>(高浜発電所)</p> <p>(高島市地域)</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>高島市</td><td>朽木小入谷の一部（対象区なし）（注）</td></tr> <tr> <td>2</td><td>高島市</td><td>朽木生杉の一部（対象区なし）（注）</td></tr> </table> <p>注：大字内的一部地域はUPZとなっているが、その区域内に住民は居住していない。</p>	1	高島市	朽木小入谷の一部（対象区なし）（注）	2	高島市	朽木生杉の一部（対象区なし）（注）	対象となって いる地域には 住家がないこ と等、地域防 災計画対象区 を明確にする ため、修正
1	高島市	朽木小入谷													
2	高島市	朽木生杉													
1	高島市	朽木小入谷の一部（対象区なし）（注）													
2	高島市	朽木生杉の一部（対象区なし）（注）													
88	別添2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	別添2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて													

頁	修正前	修正後	修正理由																																	
88		<p style="color: red; text-align: center;"> <u>※原子力災害対策指針（令和4年7月6日）に示される各発電所の該当EALは以下のとおり</u> <u>（一部記載を簡略化しています。）</u> </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top; width: 30px;">■</td><td style="text-align: left;">1号機</td><td style="color: red;"><u>9. 原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">■</td><td style="text-align: left;">2号機</td><td style="color: red;"><u>9. 原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">■</td><td style="text-align: left;">3号機</td><td style="color: red;"><u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">■</td><td style="text-align: left;">1号機</td><td style="color: red;"><u>9. 原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">■</td><td style="text-align: left;">2号機</td><td style="color: red;"><u>9. 原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">■</td><td style="text-align: left;">3号機</td><td style="color: red;"><u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">■</td><td style="text-align: left;">4号機</td><td style="color: red;"><u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">■</td><td style="text-align: left;">1号機</td><td style="color: red;"><u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">■</td><td style="text-align: left;">2号機</td><td style="color: red;"><u>5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">■</td><td style="text-align: left;">3号機</td><td style="color: red;"><u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">■</td><td style="text-align: left;">4号機</td><td style="color: red;"><u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> </tbody> </table>	■	1号機	<u>9. 原子炉の運転等のための施設</u>	■	2号機	<u>9. 原子炉の運転等のための施設</u>	■	3号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>	■	1号機	<u>9. 原子炉の運転等のための施設</u>	■	2号機	<u>9. 原子炉の運転等のための施設</u>	■	3号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>	■	4号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>	■	1号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>	■	2号機	<u>5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>	■	3号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>	■	4号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>	各発電所の該当EALを明確にするため、追記。
■	1号機	<u>9. 原子炉の運転等のための施設</u>																																		
■	2号機	<u>9. 原子炉の運転等のための施設</u>																																		
■	3号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>																																		
■	1号機	<u>9. 原子炉の運転等のための施設</u>																																		
■	2号機	<u>9. 原子炉の運転等のための施設</u>																																		
■	3号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>																																		
■	4号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>																																		
■	1号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>																																		
■	2号機	<u>5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>																																		
■	3号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>																																		
■	4号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>																																		

頁	修正前	修正後			修正理由
			1号機	9. 原子炉の運転等のための施設	
			2号機	5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの	
			もんじゅ	7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの	
88	1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		ふげん	9. 原子炉の運転等のための施設	項番号を原子力災害対策指針の原文とおりとする。
				2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	
91 ～ 93	2. ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	削除			本項目の対象となっている「もんじゅ」は、炉心からの燃料体の取り出しが終
	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分にお			

頁	修正前		修正後	修正理由
		ける措置の概要 <u>(略)</u>		了しており、分類が「2. ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉の運転等のための施設」から
	<u>施設敷地緊急事態を判断する E A L</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u> <u>(略)</u>		「4. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの」へ変更になっており、2. に該当するプラントがなくなつ
	<u>全面事態を判断する E A L</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u> <u>(略)</u>		

頁	修正前	修正後	修正理由
			たため。
94	<p><u>3.</u> 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</p>	<p><u>5.</u> 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</p>	項目番号を原子力災害対策指針の原文とおりとする。 原子力災害対策指針の改定に伴う修正
95	<p><u>4.</u> 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>	<p><u>7.</u> 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>	項目番号を原子力災害対策指針の原文とおりとする。
98	<p><u>5.</u> 原子炉の運転等のための施設（1. から<u>4.</u> までに掲げるものを除く。）</p>	<p><u>9.</u> 原子炉の運転等のための施設（1. から<u>8.</u> までに掲げるものを除く。）</p>	項目番号等を原子力災害対策指針の原文とおりとする。